

令和2年3月30日

「新型コロナウイルス感染症対策」（JASSOの奨学金の弾力化）等
に係る文部科学省の事務連絡等について

3月26日に日本学生支援機構が発出した文書（令和2年度における各種奨学事務スケジュール等）、3月27日に文部科学省が発出した文書（厚生労働省の新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金の創設）について、文部科学省の専修学校教育振興室から各都道府県等専修学校・各種学校担当に、文書「新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」を発出し、各学校へ周知を依頼しました。内容は以下のとおりです。

なお、専修学校教育振興室からは、いくつかの学校からの問合せ等において、何らかの事情により通知連絡が届いていない（届いているが必要な人の目に触れていない）事例もあるため、特に重要な情報等について、各会員校へ確実に展開することの配慮の依頼がありましたことを申し添えます。

1. 令和2年度の各種奨学事務スケジュールについて（専修学校、生徒向け）

令和2年3月24日付け「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」（元文科教第1014号、総合教育政策局長通知）の『4. 授業料等の学納金に係る取扱いや生徒の修学支援について』の（3）で記した日本学生支援機構の奨学金手続の関連となります。

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

別添の令和2年3月26日付け「令和2年度における各種奨学事務スケジュール等について（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応）」（学支企第787号、日本学生支援機構貸与・給付部長通知）のとおり、日本学生支援機構より既にお知らせをしている奨学金に関する各種期限までの事務手続が困難な場合には、柔軟な対応を行うこととなりました。

また、家計急変の手続に関する記載もありますのでご確認をお願いします。

2. 小学校休業等対応支援金に係る保護者への周知（高等専修学校・該当各種学校、生徒向け）

別添の令和2年3月27日付け「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」に係る小学校等の保護者に向けた周知のお願いについて（協力依頼）」（初等中等教育局健康教育・食育課等事務連絡）のとおり、厚生労働省は、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの新たな支援を行うこととしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

具体的には、小学校段階以下であり、各種学校のうち幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限られますが、障害のある子どもについては、高等学校段階の課程に類する課程を置く専修学校・各種学校が対象になります。

また、同対象で、雇用者向けの休業等対応助成金もありますので紹介をします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

学生生徒・教職員の感染者や濃厚接触者の情報、休業情報は所轄庁である各都道府県等専修学校・各種学校担当に連絡ください。

夜間や休日に緊急の情報提供・相談がある場合に限り、以下の専修学校教育振興室の公用携帯までご連絡ください

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

070-4408-6855

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。

以上